

五戸町総合振興計画等策定基礎調査支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

第2次五戸町総合振興計画後期基本計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、令和7年度を初年度とする新たな五戸町総合振興計画(令和7年度～令和16年度)、前期基本計画(令和7年度～令和11年度)及び五戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和7年度～令和11年度)を策定するための基礎調査と基礎資料の作成を行う。

2 業務内容

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 業務名 | 五戸町総合振興計画等策定基礎調査支援業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和6年3月31日まで |
| (4) 契約形態 | 委託契約 |
| (5) 採択件数 | 1件 |
| (6) 委託料の上限額 | 4,455,000円(消費税及び地方消費税を含む。) |

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す金額となっていることに留意すること。

3 参加要件

プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書の提出締切日において、五戸町における競争入札参加資格を有し、かつ指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 過去5年間に於いて、他地方公共団体で同種の業務実績を有すること。
- (4) 次のいずれかの申し立て又は決定を受けていないこと。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て又は決定
 - ② 民事更生法に基づく更生手続開始の申し立て又は決定
 - ③ 破産法に基づく破産手続開始の申し立て又は決定
- (5) 国税及び地方税について未納がないこと。

4 企画提案に関する基本事項

- (1) 提出する企画提案書は参加者1者につき1提案とする。提出された書類は返却しない。

- (2) 原則、業務の再委託は認めない。ただし、個別の業務の再委託については総合政策課と協議し了承を得ること。
- (3) 本業務を受託した者は、業務に際して知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。
- (4) 本町が提供する資料については、提案に関わる検討以外の目的で使用してはならない。また検討の目的の範囲内であっても、本町の下承を得ることなく第三者に対して、これを提示してはならない。
- (5) 虚偽の記載をしたプロポーザル参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は受注事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (6) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (7) プロポーザル参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに11問い合わせ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出を行うこと。
- (8) 個人情報適切に管理、保護するために必要な措置を講じること。

5 プロポーザルのスケジュール及び実施方法

参加者から提出された企画提案書等について、書類審査を行い、最も優れた評価を得た者を契約候補者とする。

(1) 実施要項等の配布について

五戸町のホームページからダウンロードすること。

<https://www.town.gonohe.aomori.jp>

(2) 実施スケジュール（変更が生じる場合は事前に周知します。）

公募開始	令和5年7月21日（金）
質問書提出期限	令和5年7月28日（金）12時まで
質問回答期限	令和5年7月31日（月）
参加申込書兼誓約書提出期限	令和5年8月7日（月）17時まで
企画提案書等提出締切	令和5年8月7日（月）17時まで
審査日（書類審査）	令和5年8月8日（火）
業者決定通知	令和5年8月9日（水）

(3) 質疑・回答

募集に関して不明な点がある場合は、以下のとおり質問すること。なお、質疑、回答いずれに対しても電話、口頭、ファクシミリ等による質問は受け付けない。

- ① 提出書類 質問書（様式第2号）
- ② 提出期限 令和5年7月28日（金）12時まで（必着）
- ③ 提出方法 以下のメールアドレスへ電子メールに添付して送付することとし、メール送信後に受信確認の連絡を行うこと。受付期間内に到達確認が取れない場合は受け付けない。

E-mail:sousei@town.gonohe.aomori.jp

※メール送信の際の件名は次のとおりとする。

件名：【提案質問】（企画提案者名称）_送信年月日

例）株式会社〇〇が令和5年7月25日に質問書を送付した場合

→ 【提案質問】株〇〇_R050725

- ④ 回答方法 質問事項及び回答を取りまとめ、質問者名をふせて令和5年7月31日までに本町のホームページに掲載する。

（4）プロポーザルへの参加申込

- ① 提出書類
 - ア 参加申込書兼誓約書（様式第1号）
 - イ 他地方公共団体における同種の業務実績を証明する書類（契約書の写し等）
 - ウ 国税及び地方税の滞納が無いことを証明する書類
- ② 提出期限 令和5年8月7日（月）17時まで（必着）
- ③ 提出先 五戸町役場 総合政策課
〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館21-1
電話番号：0178-62-7952
- ④ 提出方法 持参または郵送により提出すること。
※持参による受付時間は9時から17時までとし土日祝日を除く。
※郵送の場合は提出期限内必着とする。

- ⑤ 提出部数 各1部

（5）企画提案書等の提出

- ① 提出書類
 - ア 企画提案提出書（様式第3号） 正1部
 - イ 企画提案書（任意様式）及び添付書類 正1部 副5部
 - ウ 添付資料
 - ・事業者概要書（様式第5号）
 - ・担当技術者調書（様式第6号）
 - ・工程表（任意様式）

・参考見積書（任意様式。費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。）

※見積額は「2 業務内容（6）委託料の上限額」の額を超えないこと。

- ② 提出期限 令和5年8月7日（月）17時まで（必着）
- ③ 提出先 上記5の（4）の③に同じ
- ④ 提出方法 上記5の（4）の④に同じ

6 企画提案書作成要領

企画提案書は、別紙「五戸町総合振興計画等策定基礎調査支援業務仕様書」に基づき作成すること。用紙のサイズはA4版とする（図表等については、A3版の片面印刷で折り込みも可能）。なお、企画提案書の構成は次のとおりとする。

- (1) 業務に関する実施方針について
 - ・業務実施に関する基本的な考え方について
- (2) 提案事項
 - ・基礎調査内容及び具体的手法
 - ・現状把握、分析及び課題整理方法について
 - ・業務実施に関する具体的な流れと作業内容について
- (3) 運営体制
 - ・実施体制（業務ごとの人員配置等）について
 - ・個人情報等保護の対策について
 - ・同種業務の実績について
- (4) コスト評価
 - ・見積金額の内訳について
- (5) その他
 - ・本業務の目的達成に向けて有益となる独自の提案について
- (6) プロポーザルの実施
 - ① 日 時 令和5年8月8日（火）
 - ② 実施方法 選考は、参加事業者の提出する企画提案書及び見積金額を総合的に審査し点数化したうえで最も得点の高い1事業者を委託予定事業者として選定する。審査は書類審査により行う。

7 評価方法

- (1) 評価方法は、企画提案書及び見積金額を総合的に評価し、点数化したうえで最も得点の高い1事業者を委託予定事業者として選定する。審査は書類審査により行う。

- (2) 点数は最高110点とし、評価項目ごとの配点及び得点化の方法は別表「評価基準」のとおりとする。
- (3) 点数は、選定委員会の委員による点数の平均値を採用する。
- (4) 本プロポーザル参加者が1事業者の場合であっても、審査会を開催し選定を行う。見積金額の点数を5点とし、点数の総合計が66点を下回る時は、企画提案を採用せず、失格とする。
- (5) 点数が最も高いものが2者以上あるときは、評価基準表の項目において以下のとおり順位づけを行う。
 - ① 「具体的な業務実施についての提案」の配点が最も高い者
 - ② 「地域理解度」の配点が高い者
 - ③ 「業務実施体制」の配点が高い者
 - ④ 「見積金額」が低い者

8 審査結果の通知

審査結果については、プロポーザル参加事業者に対し書面にて通知する。審査結果に対する異議申し立てには一切応じない。

9 契約に関する事項

(1) 契約候補者

審査において契約候補者として決定した者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。ただし、次のいずれかの事由により契約を締結できない場合には、次点者を契約候補者とする。

- ① 契約候補者が、プロポーザルの参加要件を満たさないこととなったとき
- ② 契約候補者が本業務の契約締結を辞退したとき
- ③ その他の理由により契約候補者と契約締結が不可能となったとき

10 その他

- (1) 本実施要領に記載がない事項については、町と協議してこれを定めるものとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加にかかる一切の費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、五戸町情報公開条例（平成14年12月20日条例第26号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

1 1 問い合わせ先

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館2 1 番地 1

五戸町役場 総合政策課 地方創生班

TEL : 0178-62-7952 FAX : 0178-62-6317

Mail : sousei@town.gonohe.aomori.jp